

平成23年度第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成23年5月24日（火）

午前10時～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

出席者：（委員） 内山忠明 前田俊房 諸岡健至 木元武一

中山泰一

（事務局）企画政策部長 瀧康弘 企画政策部広報課長 石嶋大介

広報課行政情報担当主査 阿部英幸

広報課行政情報担当主事 竹内陽子

欠席者：（委員） 武澤房吉 滝沢敬二 菊池秀平

1 開会

○広報課長 本日はお忙しい中、また雨で足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の出席状況ですが、武澤委員、菊池委員、それから滝沢委員の欠席のご連絡がございました。その他の委員の皆様はご出席いただいております。

本日の審議会は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づきまして、各制度の実施状況の報告をさせていただきます。

申し遅れましたが、この4月から広報課長として参りました石嶋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、瀧企画政策部長からごあいさつをさせていただきます。

2 企画政策部長あいさつ

○企画政策部長 おはようございます。皆さん、ご苦労様でございます。

このたび、ちょっと照明の一部を縮小しています。これは東日本大震災に伴いまして、空調も一部制限していますので、よろしくお願いいたします。

今ございましたように、本日の議題でございます22年度の運用状況の定例報告でございますが、昨年の状況の中で、やはり高齢者の所在不明問題に伴いまして、この審議会でも高齢者の見守りネットを作るとか、情報の一元化ということで、介護保険の給付状況の目的外利用などについてご審議いただいた経緯がございます。そのような中で、昨年に行ったわけでございます。

今回、震災関係の中で、全国避難者情報システムというのがありまして、そこに情報提供を

いただくということで、個人情報に関係で、そのような状況もございます。そういう中で、個人情報等については色々動いている中でございますので、よろしくお願いいたします。

本年度の審議会は、最初なのですけれども、委員の皆様の任期が6月の末をもって2年間となります。ありがとうございました。また、改めて今後につきましては、広報課長から申し上げますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。本日の審議会、よろしくお願いいたします。

○広報課長 すみません、先ほど申し忘れてましたが、欠席の方3名ということですので、本審議会は過半数の委員をもってということですので、この会は成立しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、私どもこの4月1日付で事務局職員の人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

行政情報担当主査でございます阿部です。

○行政情報担当主査 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○広報課長 異動はございませんが、担当職員の竹内です。

○行政情報担当主事 竹内です。よろしくお願いいたします。

○広報課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、情報公開制度等に係る定例報告に入らせていただきます。

進行を内山会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 定例報告（平成22年度制度運用状況）

○内山会長 それでは、ここから審議会を開催するということにさせていただきます。その上で、本日は先程からご紹介のありましたように、定例報告をいただくということでございます。

3、議事というところですが、それでは、定例報告について、広報課長さんからお話しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。着席の上でご発言いただきたいと思います。

○広報課長 では、恐れ入ります、座らせてご説明させていただきます。

まず、ご説明の前に、お手元の資料についてご確認をお願いします。資料はあらかじめ郵送させていただいておりますが、資料第1号から第11号までございます。また、資料第8号を差し替えということで、席上に配付させていただいております。お手元よろしいでしょうか。

それでは、資料第1号から順にご説明申し上げます。

資料第1号は1-1、それから1-2の2つから成っております。平成22年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものです。1-1号につきましては、所管別に請求件数を整理したものです。1-2号につきましては、その詳しい請求内容でございます。

平成22年度は総件数で、下のほうにありますけれども、合計249件の公開請求がございました。そのうち、即日公開というのは170件、率にして68,3%となっております。ご参考までに、ここ3カ年の請求件数の推移をご紹介しますと、平成20年度は219件、21年度は281件、そして昨年度22年度は249件でございました。

特徴的なことを申しますと、資料1-2号をご覧いただきたいと思っております。最初の請求番号22001、また22158から168を見ていただきますと、指定管理及びプロポーザルに係る情報公開というのが増えております。また、22004、あと22052ですね、これは職員の座席表について公開請求がありました。公開したところでございますが、業者の職員への悪質な売り込み等に使用され、問題となった事例です。今年度、座席表については非公開としたいというように考えているところです。

続きまして、資料第2号でございます。資料第2号は、個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。資料1号と同じく、2-1につきましては、所管別に件数を整理したものの、2-2号につきましては、その請求内容の詳細でございます。

こちらにつきましては、過去3年間の個人情報の開示請求の請求件数をご紹介しますと、20年度につきましては54件、21年度につきましては40件、22年度58件でございました。

資料2-2号をご覧いただきますと明らかでございますが、例年のとおり、戸籍住民課所管の戸籍の謄抄本や住民票の写し、印鑑証明等の交付請求書等の開示請求が大きな割合を占めております。

続きまして、資料第3号でございます。資料第3号は、情報公開条例で公表が義務づけられております、あるいは努力義務となっているものでありますが、これは条例に基づきまして、行政情報センターにおいて公表したリストでございます。

まず、条例第22条に基づく公表資料でございますが、区の基本計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる資料につきまして、その公表が義務づけられております。

また、次のページをめくっていただきますと、条例第23条で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。なお、本区に

おきましては、行政情報センターや区のホームページ等におきまして情報提供に努めているところでございます。

続きまして、資料第4号から第9号でございます。こちらにつきましては、個人情報保護制度に係る報告事項でございます。

まず、資料第4号でございますが、こちらは個人情報業務の登録状況でございます。個人情報の業務登録件数は474件、その業務の個人情報ファイルは97件の登録がございました。新規登録業務、また廃止業務につきましては、次ページをおめくりください。新規登録業務が20件、それからもう1枚おめくりいただきますと、廃止業務は3件となっております。以上が新規と廃止業務の一覧でございます。

続きまして、資料第5号でございます。資料第5号は、個人情報取り扱い業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取り扱い業務の透明性を確保する趣旨から、大量交付、専門取引業務の共同処理などで業務委託されております。

続きまして、資料第6号をごらんください。資料第6号は、指定管理者制度適用施設の一覧です。文京区では、地方自治法の改正を受けて、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、こちらの合計12の施設が指定管理者によって運営されております。ナンバー12の図書館が、平成22年度から新たに追加された施設となっております。

続きまして、資料第7号をご覧ください。資料第7号は、個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。目的外利用につきましては、高齢者の所在確認の場合や、当審議会のご意見を伺って目的外利用が認められたものにつきまして、区内部で個人情報を本来の目的以外の業務に利用しているものであります。税の情報や福祉・年金関係の情報を、福祉・年金関係業務に利用していることを示しております。なお、利用日欄に通年とございますのは、年間を通じて同一業務に恒常的に利用があるものとなっております。

続きまして、資料第8号、本日差し替えした資料でございます。資料第8号につきましては、個人情報の外部提供した案件の一覧でございます。外部提供につきましては、区の機関以外に個人情報を提供したものであります。税情報や食品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公庁に提供しております。なお、外部提供の根拠につきましては、資料第8号の根拠欄に審議会とあるものが多くなっておりますが、こちらにつきましては、審議会の一括承認事項の中で個人情報の提供を受ける側の根拠法令に調査・照会ができる規定があるためで、提供の可否につきまして区側が一定の判断した上で提供することができるとされているものに該当するものであります。

続きまして、資料第9号をご覧ください。資料第9号は、外部結合した案件の報告であります。外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供する場合を言います。文京区におきましては、平成14年以来、住民基本台帳ネットワークが該当します。

もう1枚おめくりください。平成22年度よりマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納が開始されたもので、その状況をお示しするものであります。外部結合による情報提供の詳細は、資料にあるとおりでございます。

以上、資料第4号から第9号までが個人情報に係る報告案件でございます。

続きまして、資料第10号をご覧ください。資料第10号は、昨年度平成22年度の当審議会及び審査会の開催状況でございます。

審議会につきましては、資料にございますように、昨年度4回開催いたしまして、諮問案件3件のほか報告案件、定例報告を行っております。

一方、審査会でございますが、審査会は2回開催しております。新規の救済申し立てにつきましては、1件ございました。事案の概要と審査結果は資料のとおりでございます。

最後に、資料第11号でございます。資料第11号は取り消し訴訟についてであります。事件概要にありますとおり、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの公開請求につきまして、区側が条例第7条第2号に基づき一部非公開としたことについて、昨年7月22日に行政情報一部非公開決定処分の取り消し訴訟が提起され、一審の東京地裁において、本年平成23年1月27日に請求棄却の判決がありましたが、原告は判決を不服として東京高裁に控訴が提起され、現在係属中となっております。

以上が事務局からの定例報告でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

事務局からのご説明は終わりました。このこと、大分、内容自体は多量なご報告をいただいているわけですが、ご質問、ご意見等がございましたらいただきたいと存じます。

○前田委員 先ほど、職員の座席の公開というような話があって、最初は公開したと。ところが、悪質な業者のアプローチがあったので、次回から非公開にしたいというのですが、そもそも論として、座席の公開というのは、公的には情報として提供すべき義務のものなのか、その辺はどのように検討されているのですか。

○広報課長 座席表そのものは、いわゆるその職と、それから担当の業務がありますので、担当の業務と氏名という形ですね。本来的には、前に問題になったいわゆる職員の名簿と違い

ますので、基本的には公開して構わないのかなというような判断で昨年度公開したところなのですけれども、公開したところ、そういう使われ方をされて、いわゆる悪質な業者といたしますか、しきりに電話をかけてきて、業務に支障を来すといたしますか、それほど頻繁に電話がかかってくる。あるいは、うちのほうは職員が電話を取ると、必ず区民の方とかそういう形で対応しますので、それが業者だというふうに最初はわかりませんので、そういったことでの、非常に突っ込んだ話になってきまして、それで、どうしても職員によっては長時間かかります。あるいは何回も電話がかかってくるようになりまして、非常に業務に支障を来すという状況を散見するという状態になりました。

これは、公開そのものは問題ないのですが、条例の第7条第6号による当該義務の執行に支障を来すというようなことで非公開とできるかどうかということで、まだ今年度公開請求があったわけではないのですけれども、できればその辺はここでご議論いただければなというように思っているのですけれども。

○前田委員 いずれ来るのかもしれませんが、一つは、例えば市区町村、裁判所もそうですし、その職務の変更ですよ、変わった時には、そこの部署には誰がいるということに関しては、基本的には情報公開なのですかね。つまり座席と、それからその部署に誰がいて、どういう職務を行っているかということは別の問題で、もしその職務を行っているということがわかってしまえば、アプローチしてくるわけですよ。つまり、座席表を知ろうと知るまいと、かかってくるわけですよ。

となると、その問題は情報公開の問題じゃなくて、業務のあり方の問題なのであって、その業務のあり方の改善をすべきところの情報公開を制限するということで、何かスイッチしてしまっているのはどうかと思ったものですから。極めて非常に簡単なテーマなのですけど。

○中山委員 いいですか。

実は、私も副会長と同じ考え方を持っていて、情報公開条例の解釈でやる話ではないと思います。もしそれが、誰がどの職務をしているかということを出すことができないのだとすれば、そうすると、例えば何とかかんとかの許可に関する文書という開示請求が出たときに、その起案書類の全ての起案者を黒く塗ることになってしまいますよ。

○広報課長 担当業務の職員を公開することを拒むというよりは、いわゆる座席表という、そこに氏名と、それから通常ここに、座席表ですから内線の番号が入っているわけで、そうすると、交換を通して内線に電話をかけてきて、あたかも区民のごとくですね。それで最初はそういう、それが防げないかもしれないのですけどね。

○企画政策部長 その辺ですけれども、実際にはこれは業務のやり方の問題であって、座席表というのはいつでもカウンターの上にも置いているのですね。ですから、どなたが見ても、区民の方が来ても見えるわけですね。そういう意味では、例えば区民の方から、担当者を教えてくれという時に拒むわけにいかないですから、その内容についての対応については、今度、説明とかいろんな関係の業務内容、業務としての対応と思っていますので。

○中山委員 よろしいですか。

まずというか、先程6号とおっしゃって、いわゆる行政運営情報だというようにおっしゃっているのだと思うのですが、絶対、これは情報公開制度事務要領にもあるのですけれども、7条2号の個人情報のところでは、27ページのところあたりですかね。要するに、26ページかな、公務員等の職務の遂行に係る情報というのは、これは公開義務があって、本区ではここを明示的に、氏名とかどのような職にあるかということは開示すると言っているし、それを非開示すると決めていなかった、確か大阪市の条例の時に、平成15年11月だったと思うのですが、最高裁がやはりそれは出せというようなことを言ったことがあるので、多分、個人情報にまず当たらないと。

○内山会長 これですね。

○中山委員 一方で、職員の方も仕事をしている上で、仕事に関係ない電話がかかってくるとなると、それは個人に対するプライバシーの侵害であって、それも守られなければいけないのは事実だとは思っているのですけれども、ただやはり、今も部長がおっしゃいましたように、カウンターに行って区民はやって来て、それで実際に区の担当者とフェース・ツー・フェースで会って、何々さんだからといって話をしているわけで、職員の氏名の情報とどこにいるかという情報は、やはりそれは出さなきゃいけない情報なのではないかしらという気がして。

ただ、一方で、先程内線の話をおっしゃっていましたがけれども、内線で区民がかけてくるわけではないから、だから、例えばその内線の情報とかは、もしかしたらそもそも座席表か何か、区民が見えるところに見えないようにしておくとかいうことはあるのかなという気がしますがけれども。

ただ、一方で、ダイヤルインはある程度わかっていてくれないと、区民が使う時に不便だと思いますけれども。

○内山会長 諮問を受けているわけでもないと思いますから、そういう委員のご発言を参考にされた上で適切な執行をしていただきたいというのが、会としての結論だと思いますけれども、しかし、いずれにしましても、文京区では情報公開条例を定めておりますので、条例の中の執

行として出来る事と出来ない事があるということをお考えの上、適切な運用をしていただくということですね。

情報公開、行政情報自体は基本的に全て公開するということが原則なので、非公開に該当する事項については限定的に考えられていますから、そのことに当たるかどうかをご判断いただきたいということだと思えます。

その上で、仮に非開示をするというようなことを予定といいますか、お考えの通りということになったときに、不服申し立て等が出てくれば、この審議会ではなくて審査会の判断材料になるのでしょうか。ですから、事前に相談をするということになれば、ここで、文京区の情報公開についての運用のことですから、提言等はできるということになるのだと思えますけれども。

○広報課長 今日伺ったご意見を参考にして、特に個人情報には当たらないと私ども思っています。23ページの最後のほうに、当該公務員の職、氏名及び当該業務の遂行の内容に係る部分というのは、これは個人情報じゃないよということですので、個人情報じゃなければ、基本的には公開の情報ということになりますので、それは公開の原則に基づいて、執行のやり方、その辺との今の状況を見ながら考えていきたいなど。

○前田委員 業務のあり方の問題です。一般論として、どこの組織でも起きる問題で。

○中山委員 よろしいですか。

どこの組織でも起きる話なのですが、行政庁なので、やはりある程度の情報はオープンになってなければいけません、会長がおっしゃっているとおりで、条例を執行する上で。

それとあと、不服申し立てが出たときは審査会の話だと思うのですが、やはり開かれた行政であるかどうかということの議論は審議会で、建議もできるようになっているのではないかと、議論はするべきかと思いました。

○内山会長 そのことで、一つは、条例で諮問を行ったり、審議会の中で何かがあるとどういことができるということが条例上定まっている場合には、そのことについて意見を申し上げますけれども、しかし、例えば本件の場合、多分そのような手続は無いという中で、そういうことについては非公開が相当であるというようなことを、審議会例えば区長に答申をしたところで、非公開について不服申し立てが出てきた時、今度は審査会でそれを拘束することができないということになりますから、そうすると、同じ審議会と審査会の中での判断が齟齬するというふうなこともあり得ますので、いずれにしても会の公式見解を求めるとい場合には、一定の手続をとって一定のことを整理をしていただかないと、矛盾したことが出てこないよう

に事務局のほうでもご配慮いただきたいと思いますが。

どうぞ、すみません。

○中山委員 別件でもいいですか。

○内山会長 どうぞ。

○中山委員 目的外利用について、資料第7号で、今までに余りなかったのが、根拠として緊急というのが幾つかあったのですね。多分、これは個人情報保護制度事務要領のほうを見ますと、47ページにある14条第2項第2号で、個人の生命・健康・財産に対する危険を避けるためということだと思うのですけれども、その解釈でよろしいのでしょうか。

○広報課長 はい、そうです。一応そういうことで、緊急というふうにここに書いて、昨年度、当審議会においても議論はされていたところだと思いますけれども、高齢者の行方不明の問題が出てきたときに、緊急に調査する必要があるということで、審議会でそういう形で報告した事例でございます。

○中山委員 法令に定めがあるといったケースとかではなかったのですか。もしくは、例えば所管の府省から何か指示があつて、それによるものとか。指示があつただけでは出せないのだと思いますけれども。

○広報課長 基本的には、法令あるいはこの審議会のご意見を伺つてということなのだと思いますけれども、そういった時間的余裕がなかったということだったと思いますけれども。

そこは11番と20番ですね。

○企画政策部長 そうですね、これは区の敬老祝い品を配った人の住所だと思うのですけどね。

○中山委員 いや、結論については、100歳以上の高齢者の所在を確認はするのだとは思うのですけれども、個人の生命・健康・財産に関する危険を避けるためだったのかなというふうに。

○広報課長 そうですね。

○内山会長 それはそのように伺っていたような気がしますけれども。要するに、この問題は、亡くなっている方の年金をその親族が不正に受給していたということから発覚した問題だったと思いますけれども、その犯罪を捜査するためであるかどうかということについて伺ったような気がしますけれども、そのときに、いや、そういうことではなくて、高齢者の方が存命なのかどうか、生命に危険がないのかどうかということを調査する趣旨であるというように伺ったような気がしましたが。

高齢者の長寿の祝い金等を支給するためということではなかったような気がしますけれども。

○企画政策部長 それのリストと申しますか、それに該当する、しない方というか、それを確

認したいということだと思うのですけれども。

○中山委員 わかりました。これは目的外利用をする業務のところに敬老業務と書いてあったので、ちょっと、それがその生命・健康・財産に関する危険を避けるために当たるのかどうかだけ、ちょっとそこだけ、むしろ存否確認ということであれば、そうなのかなという気もしたのですが、ちょっとそこだけが気になったのですね。

○内山会長 お年寄りの、ご存命かどうかも含めて、緊急の何らかの手当てをする必要があるかどうかということを確認するというのも敬老の一環であるというように説明をされたのではなかったのでしょうか。単に敬老祝い金をお贈りするというのが敬老ではないというように理解しましたけれども。

○前田委員 今、思わずドキッとしました。

これ敬老業務と書くのがいいのか、もうそもそも目的外利用の制限第14条2項2号というふうに、備考欄に作って書いてもらったほうが、ずっといいのかもしれないね。敬老業務って、それでお祝い金いただいたら、それはちょっと外れているなと思いますけど。

○内山会長 要するに、ご存命なところで、そのことがわかった上でお祝い金をお贈りするということとは関係がないのですよね。そういう仕事をしたわけではないのだと思います。

○中山委員 あと、もう1点だけ、すみません。

この取り消し訴訟についてで、結論は多分、司法の判断の通りだと思うので、ご判断いただくのだと僕は思っているのですが、これは結局、年次報告で出てくる話なのですねというか、たまたま判決言い渡しの後の次の審議会がこの審議会だったということによろしいでしょうか。

○広報課長 はい。

○中山委員 そうですね。わかりました。

○内山会長 現在は控訴中ということですから、まだ確定はしていないということですね。確定したときには、また報告をいただける。

○広報課長 はい。

○中山委員 そうですね。できれば、年次報告だけでなく、途中の審議会とかでも、もしそういう重要な判決とかあった場合は、また教えていただきたいです。

○内山会長 特に行政庁の判断が覆ったということでしたらば、いただいたほうが良いと思いますね。行政庁が当然のこととして判断したことが、当然に容認されるというのとは違いますから、特にご発言を。本件の場合はそうではなかったようです。

○中山委員 その意味でいいますと、その前のページの救済申し出案件は、審査会が出すよう

にとったようなケースで。こういった場合には、出すような判断が出たというようなことをちょっと教えていただけるなら、それはそれでありがたい。

○内山会長 審査会の判断はいつあったかという、22年4月に申し出があつて、22年7月、要するに昨年の……。判断自体はその間になされたということのようですから、昨年の今頃からもう少し後ぐらいのところで判断がなされたんだろうと思いますけど。

○中山委員 これは本人の個人情報の開示。

○広報課長 そうですね。

○中山委員 はい、わかりました。

○内山会長 ご報告いただいた内容自体は、非常に膨大なものを含んでおります。事務局からご説明をいただいて、ご質問いただける事項については、ご質問いただいたということとここでは整理をさせていただきますが、これに限らずここに報告されていますことにつきましては、この会を離れた後でも照会すべきことがあれば照会していただくということをお願いするということは別としまして、本日の審議会での質疑はこの程度ということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、定例報告については、報告を受け、質疑を行ったということにいたしまして、その次の議題に移らせていただきます。

(2) その他

○内山会長 議事の3の(2) その他ということですが、何か事務局で用意していることがございましょうか。

○広報課長 では、事務局から、先程部長のほうからございましたが、当審議会の任期については、来月6月末をもって任期満了となります。この2年間、制度の適切な運用のためご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

団体のほうからご推薦をいただいている委員の方々につきましては、別途それぞれの団体に推薦依頼をさせていただく予定となっております。また、既に区報5月10日号では、公募区民の方の募集記事を掲載させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○内山会長 それでは、この構成での委員会はこれが最終ということになるということでございます。ご苦勞様でございました。

ということで、それでは、議事はこの程度で終了させていただきますが、この際、何かご発

言があればしていただきたいと存じますが。

4 閉会

○内山会長 なければ、これをもって本審議会は終了させていただきます。ご苦勞様でございました。ありがとうございました。